

退職予定者  
向け

## 年金はどんな手続きが必要？

年金 担当  
☎06-6941-2864

**退職が決まったら、「退職（予定）者カード」を提出してください！**

ただし、以下の方は提出不要です。

- ・ **65歳で再任用フルタイムを満了する方**  
→ 2月初旬に自宅へ送付する案内文を参照してください。
- ・ **60歳で定年退職を迎える方**  
→ 12月初旬に所属所に送付した個人あて案内文を参照してください。
- ・ **臨時的任用職員（講師等）で退職する方**（以下★参照）
- ・ **引き続き、公務員の共済組合に加入する方**（以下★★参照）

(手続きの流れ)



組合員

① 「退職（予定）者カード」※1を提出

② 「年金関係書類」※2を送付

③ 提出期限までに「年金関係書類」を提出



公立共済（大阪）

※1 「退職（予定）者カード」の入手方法は、

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 「諸用紙のダウンロード」→ 「長期給付関係（年金）の様式」

令和2年12月2日付、公立阪第415号に添付したものをコピーすることもできます。

※2 「年金関係書類」とは、次の書類です。

- ・ 年金が既に決定している方→「**改定請求書**」：年金を再計算し、支給停止を解除します
- ・ 年金を受給する年齢に達していない方→「**退職届書**」：将来年金を受給するための登録手続きです  
(履歴書は、各教育委員会の案内に従い提出してください)

### ★ 講師等で退職する方

- ・ 年金が既に決定している方→「**改定請求書**」を自宅へ送付します
- ・ 年金を受給する年齢に達していない方→「**退職届書**」を所属所へ送付します  
(組合員の手続きは不要)

### ★★ 退職後、他支部・他共済へ異動する方

「転出」(P10) をご参照ください。

**講師や臨時主事などで、引き続き公立共済（大阪支部）に加入する方へ**

このたびの退職にかかる**年金手続きは不要です！！**

組合員資格が  
なくなるときに  
手続きしてね

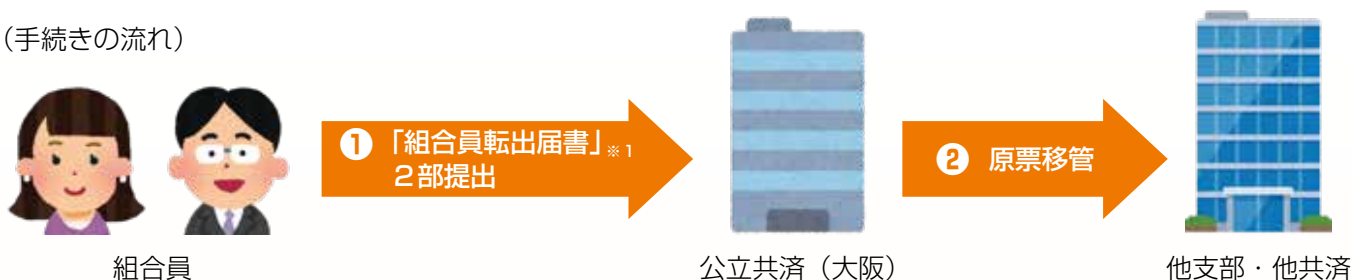


## 転出

### 公務員の年金制度に1日も空けずに異動する方

→ 異動先の他支部・他共済で大阪支部での年金加入期間等の登録を行います（原票移管）

（手続きの流れ）



※1 「組合員転出届書」の入手方法は、

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 「諸用紙のダウンロード」 → 「長期給付関係（年金）の様式」

（履歴書は、各教育委員会の案内に従い提出してください）



### 組合員又は配偶者が60歳未満の方へ

満60歳までは、公的年金制度に加入しなければなりません。組合員が60歳未満、又は60歳未満の扶養している配偶者がいる場合で、退職後に就職されない場合（就職されていてもその就職先の年金制度に加入しない場合を含む）は、本人又は配偶者が国民年金に加入する必要があります。

※お住まいの市区町村の国民年金担当課で国民年金加入の手続きを行ってください。

退職予定者  
向け

貸付をご利用いただいているみなさまへ

貸付 担当  
☎06-6941-2865

### 3月末で退職される場合

#### 退職手当から控除する方

退職時に未償還金がある方は、退職手当から控除します。  
（退職手当が支給されるまでの経過月数に応じ、利息が加算されます。）

◎提出書類（郵送可）…「貸付未償還元利金の控除申請書」（※）

#### 退職前に自己資金で全額返済する方

退職前に自己資金で全額繰上償還を希望される方は、振込用紙を発行します。  
なお、3月末で退職される場合、3月の全額繰上償還はできません。  
2月の全額繰上償還の払込期間は、令和3年2月1日（月）～19日（金）です。  
（申込方法等はホームページをご覧ください。）

（※）各用紙は、支部ホームページの「諸用紙のダウンロード」→「資金の貸付関係」から印刷できるケロ



### 転出される場合

公立学校共済組合の  
他支部へ

転出先の支部で引き続き償還できます。  
◎提出書類（郵送可）…「借受人異動届出書」（※）

地方職員共済組合の  
大阪府支部へ

引き続き地方職員共済組合で引取りし、当支部へ定期償還されます。  
◎提出書類（郵送可）…「徴収嘱託申出書」（※）

上記以外の共済組合へ  
（大阪府市町村職員共済組合等）

未償還金を一括して金融機関より振り込んでいただきます。なお、返済資金を転出先の共済組合で借る場合は、当支部発行の「未償還元利金証明書」が必要ですので、組合員証をご持参のうえ、貸付担当窓口へお越しください。振込用紙及び未償還元利金証明書をお渡します。

（注）退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

退職予定者  
向け

福祉保険制度は退職後も継続加入ができます！※

健康・福祉 担当  
☎06-6941-3991

昨年度末の退職者より、退職時の年齢にかかわらず退職後も「福祉保険制度」への継続加入が可能となりました。そのため、脱退のお申出がない場合は、加入が継続（自動更新）されます。

※ファミリー年金の死亡給付金の単独加入はできません。また、傷病休職給付金は退職日での脱退となります。

保険内容は、退職（組合員資格喪失）時点のものとなり、追加、増額変更は不可。毎年更新。

配偶者及び子どもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能。

脱退する場合は、原則、令和3年10月31日付けとなります。退職後の令和3年7月頃（予定）、退職後の取扱いについてのご案内をご自宅へ送付しますので、そちらでお手続きください。

お問い合わせ先：公立学校共済組合 福祉保険制度担当  
受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）10時～16時  
電話番号（通話料無料）：制度内容全般・登録内容の変更等 0120-778-599

退職予定者  
向け

アイリスプラン「年金コース」で加入中の方は手続きを！

健康・福祉 担当  
☎06-6941-3991

- 「年金コース」にご加入の方で満60歳以上の方は、令和2年12月頃、ご自宅あてに脱退手続きに関する書類を送付しております。それ以外の年齢の方は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。
- 「医療・日常事故コース」・「介護保障コース」は退職後も継続加入可能のため、お手続きは不要です。

お問い合わせ先：一般財団法人 教職員生涯福祉財団  
受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）10時～17時  
電話番号：年金コース、医療・日常事故コース 0120-491-294  
（通話料無料）：介護保障コース 0120-878-626

旅で先生を元気にしよう。  
公立学校共済組合 大阪支部  
組合員様 限定！

シングル ツイン 和室

ファミリー宿泊プラン

ホテルポートプラザちば

Go Toトラベルが延長された場合は、表記の料金よりGo Toトラベル割引価格になります。

お部屋タイプ

|        |                      |            |
|--------|----------------------|------------|
| 2名様の場合 | セミダブル or シングル+ソファベッド | 1名様 5,150円 |
| 3名様の場合 | トリプル（ツイン+ソファベッド）     | 1名様 5,380円 |
| 4名様～   | 和室                   | 1名様 6,245円 |

※期間 2021年3月31日まで（除外日はお問合せください。）

朝食バイキング付き **大人1名**

組合員様料金 **1名様 5,150円（税込）より**

※大阪支部の皆さまは組合員本人3,000円、被扶養者2,500円の補助がうけられます。  
※チェックイン時に補助券をご用意ください。  
※除外日はお問合せください。

ホテルポートプラザちば  
千葉市中央区千葉港8-5 電話 043-247-7211

退職予定者  
向け

## 任意継続組合員の申出手続きのご案内

資格 担当  
☎06-6941-3164

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く）を受けられ、福祉事業の一部を利用することができる制度です。

※年金制度の加入はありません。（60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です。）

## 加入資格

以下の要件を満たしていることが必要です。

- 退職日の前日までに引き続き1年以上（1年と1日以上）の組合員期間があること。
- 掛金を期日までに払い込むこと。

## 申込書の入手方法

令和3年1月末頃に所属所あて通知文を送付します。その際に申出書様式を同封しますので、複写してご利用ください。また、大阪支部ホームページの「お知らせ」にも申出期間中のみ掲載します。

※ HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#)

## 申出期間

令和3年3月31日退職者については、下表のいずれかの申出期間中に資格担当まで必要書類をご提出ください。期日を過ぎると加入できませんのでご注意ください。

| 事前申出   |                                                                   | 退職後申出    |                                    |
|--------|-------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------|
| 事前申出期間 | 令和3年2月5日（金）～<br>令和3年2月17日（水）の消印まで                                 | 退職後の申出期間 | 令和3年3月31日（水）～<br>令和3年4月19日（月）の消印まで |
| 提出書類   | ○事前申出期間中に提出する書類<br>・「任意継続組合員申出書」<br>○令和3年4月1日以降に提出する書類<br>・組合員証等※ | 提出書類     | ・「任意継続組合員申出書」<br>・組合員証等※           |

※組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」のことを言います。お持ちの方は返却してください。

## 任意継続組合員証が届くまでの流れ



※任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間は、お手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となりますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。医療機関を受診し10割負担となった場合は、医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。

## よくある質問

1. 定年退職後、「再任用フルタイム勤務」となる予定ですが、任意継続組合員の申出は必要ですか？  
⇒公立学校共済組合員の資格がそのまま継続しますので、任意継続組合員の申出は不要です。
2. 定年退職後、令和3年4月1日から任意継続組合員となりましたが、数日後に再就職し就職先の健康保険に加入することとなりました。この場合でも、4月分の任意継続組合員掛金の支払いは必要ですか？  
⇒4月分の掛金の支払いが必要です。（任意継続組合員の資格を取得し、同じ月に喪失する場合は、当月の掛金の支払いが必要です。）